

研究討論会の記録

シンポジウム形式での研究討論会を、2023年8月31日に福山平成大学で開催した。前半部においては、塚本晴二郎による基調報告「スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学」を受けたうえで、本多祥大と笹田佳宏による問題提起が報告された。これらの報告内容を論文にまとめたものが、本誌前掲の塚本論文・本多論文である。後半部では、登壇者と参加者を交えた闊達なディスカッションが行われた。以下は、その後半部における議論の様子を誌上に起こしたものである。

基調報告者 塚本晴二郎（日本大学法学部新聞学科教授）

問題提起者 本多 祥大（日本大学大学院博士後期課程）

笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）

司 会 石川 徳幸（日本大学法学部新聞学科准教授）

石川 本多さんのご報告内容を改めて振り返りますと、ウォードの「プラグマティックな客観性」に関しまして、リップマンやデューイの「公衆」の概念からアプローチしていただき、そこから見える「科学コミュニケーション」の重要性といった研究視角から問題提起をしていただいた報告内容になっております。これを踏まえまして、まずは塚本先生にリプライをいただきたいと思います。

塚本 形式的な話ですが、僕自身が「プラグマティックな客観性」と言ったり、「実用的客観性」と言ったりしてしまいましたので、ちょっと翻訳が混乱しています。共同研究ですので訳語を合わせておきたいのですが、デューイが「プラグマティズム」と言いながら、「実用的客観性」と言うのも変だと思えます。おそらく、ウォードを日本で最初に紹介した人は、栗山雅俊さんだと思います。栗山さんは「プラグマティックな客観性」と訳していますので、一応、「プラグマティックな客観性」で統一した方が良いと思っております。その上で、本多さんの内容に関してなのですが、論点になるかどうかはわかりませんので、私の発言は無視していただいて、他の方向へ流れていただいても構いません。今日のお話を聞いていて、僕自身がまとめたことも考え合わせてみて、いま頭に浮かんでいることは何かといいますと、「なぜ、わざわざ、ウォードは objectivity（客観性）を言わなければならなかったのだろうか」ということです。何を言っているかといいますと、私自身がクリフォード・クリスチャンズの影響が強いということもあるのですが、実はウォードとクリスチャンズは、よく読んでみますとかなり同じことを言っているにも関わらず、ウォードは「プラグマティックな客観性」を objectivity と言うことにこだわっており、objectivity の概念を伝統的な objectivity とプラグマティックな objectivity とに分けているいろいろやるのですが、クリスチャンズは同じようなことを言っているにもかかわらず、ほぼ全くと言っていいほど「客観性」という話は出てきません。それで、クリスチャンズは何を言っているのかといいますと、コミュニタリアニズムの立場から、受け

手、彼の場合は public（公衆）よりも citizen を使うことが多いのですが、「とにかく受け手がみんな議論できるようにトランスフォームする、コミュニティのために（トランスフォームを）するのだから、コミュニタリアニズムの立場から伝えるのは構わない」という言い方をしますので、主観報道とまでは言いませんが、別に「客観的であれ」とは一言も言っていないんですね。「コミュニタリアニズムの立場からやれば良いんだ」と言っている、と。拡大解釈すれば「コミュニタリアニズムに則っていれば、主観的で構わない」と言っているように僕は捉えております。ウォードは（クリスチャンズと）ほとんど同じで、結局、「議論を促進すべきである」と言っているはずですし、デューイの影響をかなり受けていると思います。要するに、（ウォードは）デモクラシーのためのジャーナリズムであれば良いというか、ジャーナリズムというものは、デモクラシーのためのものなんだということも言っているわけです。しかし、そのためにやることとして「プラグマティックな客観性」という言葉を使っている。ここで、「なぜ objectivity という言葉を使わなければならないのか」、「なぜ、そこにこだわるのだろうか」ということが、僕は今日本多さんの話を聞いていて疑問に感じたところです。objectivity というのは、主観的なものは一切入らない、「ある一定の立場を持たないようなもの」のことを言っているのだと思います。であれば、「デモクラシーのためのジャーナリズム」と言っていれば良いところを、わざわざ、「プラグマティック objectivity」と言わなければいけないというところに一体何があるのだろうか。というのは、そもそもの話に戻るのですが、本多さんの話を改めて聞いていて、自分でやってきたことも考えてみて、ウォードとクリスチャンズの違いは、どこにあるのだろうかと感じました。まず、本多さんの発表に関してはそのようなところです。

石川 ありがとうございます。この後、フロアの先生方からも活発なご意見をいただきたいと思います。今の塚本先生のご発言に対して、本多さんの方から何かありますでしょうか。

本多 推測でしかないですが、塚本先生のご発言を受けて、ウォードとクリスチャンズの違いについて、クリスチャンズが客観性という言葉を使わなかった理由は、コミュニティを重視するあまり、グレイトソサイエティにおいては、コミュニティの決定なり活動なりが、そのコミュニティにとどまらない他の場所にも影響するというのを、意図的なかわからないですけど、あえて考慮から外しているという気がしました。私は、ジョン・デューイとウォードの親和性を、グレイトソサイエティにおいては、組織的な活動の影響がその組織やコミュニティの中だけでとどまらなくなり、そのコミュニティの主観だけでは認識できないレベルまで影響が及ぶようになっているんだ、という現状認識から感じました。そういう意味で、コミュニティの主観を乗り越えるためにも、何かしらの客観的な基準が必要だと、ウォードは感じたのではないかと考えています。それでウォードは、客観性 objectivity という言葉を重要視したのではないかと、という風に思っています。

石川 ありがとうございます。私は司会なので、あまり個人の意見を挟まない方が良いかもしれませんが、質問も含めまして、ある種、研究者としてのバックボーン的なところもあるのかな、と言うことを感じています。たとえば、ウォードは現場出身ということがありますので、現場での伝統的な objectivity（客観性）といったものが、やはり根強い。そのような経験則から、客観性を見直しにこだわる議論を展開していると、推測ですが、感じました。そういっ

たところはあまり関係ないのでしょうか。

塚本 関係あるかもしれません。やはり、ウォードは、会社の名前は忘れましたが、カナダの通信社で実務経験を経ている、というのも一つあるかもしれません。

石川 すいません、司会から横入りしてしまいました。他の先生方はいかがでしょう。

山田尚武（日本大学法学部新聞学研究所研究員） 先ほどの objectivity の関係でいうならば、ウォードのバックボーンに関しては僕はあまり詳しくありませんが、現場出身ということですので、プラグマティックな客観性のテストというか、綱領的なものを書く際に、問題意識としてフェイクニュースがあって、もう一つはそのフェイクニュースがどのように生産されたのかを考えますと、極端な愛国心とアメリカのジャーナリストがくっついて、偏向していきました。それがさらに、2016年以降のアメリカの分断や社会組織を作ってしまったという問題意識から、「やはり究極的には objectivity が重要だ」という再認識をした可能性があるかと、個人的に読んでいて、先ほどの本多さんの議論もみて、思いました。そのあたりのところはどうか。

塚本 あの本に限っていうと、そのパトリオティズムはかなり出てきます。ただ、少し話を混乱させるかもしれませんが、「プラグマティックな objectivity（客観性）」と、今回、僕は、論文に書いていませんが、「グローバルな愛国心」というのは出てきますよね。これは何だろうかと思いますが、「愛国心は持っていて良いが、ただそれはグローバルなものでなければならない」、そうすると「グローバルな愛国心」の意味がよくわからないのですよね。

笹田 地球を愛するみたいなものですか。

塚本 そういう意味なんでしょうね。結局、公衆は全てを愛するんだらうということでしょう。

山田 多様なことを愛するみたいなものでしょうか。

塚本（ウォードは） global patriotism と言っているんですよ。

山田 ウォードの唾棄すべき愛国心とか愛国者グループというのは、民族主義的というか、国家主義的なものと、結合したような集団以外の愛国心みたいなものかなとも思います。

石川 nationalism と、patriotism の違いでしょうか。

山田 そうですね。

石川 上村先生、いかがでしょうか。たとえば、「プラグマティックな客観性」の議論に関して、どう捉えていくか。あるいは、デューイの公衆概念に関する事か、どちらかで少しご意見をいただければと思います。

上村崇（福山平成大学教授） ここでいう pragmatic objectivity は、プラグマティックな「客観性」であることに注意しなくてはなりません。この客観性はプラグマティズムの真理の捉え方に関わっています。プラグマティズムでは、私たちの認識を超えた真理が客観的に実在すると考えるのではなく、私たちの経験によって、真理は確かめられることになります。「試験」という言葉が出てきましたが、チェックできるものこそが、客観的であり、科学的であるというのがプラグマティズムの考え方です。プラグマティックな客観性とは、私たちが単に主観で物事を判断するのではなく、常に検証する、テストしていくことで「客観性を担保する」という意味での客観性です。プラグマティズムの真理観からすると、みんな再現できたり、チェックしたり、これが正しいと言えるものが科学である。この科学は、自然科学的な科学だけでなく、

その検証や再現ができるという意味で人文科学も社会科学も「科学」です。いわゆる私たちが自然科学と言っているものだけを科学と考えると、pragmatismを少し誤解や曲解してしまうのではないかという懸念があります。

『開かれた社会とその敵』で科学哲学者カール・ポパーが批判したのは科学的社会主義です。マルクス（主義）は自分たちの思想を空想的社会主義に対置して、「科学的」社会主義と言いました。しかし、社会主義は確かめることのできないイデオロギーであり、科学ではないとポパーは主張したのです。ポパーはイデオロギーと科学に線引きをしたということもできるでしょう。英米の科学哲学は社会主義イデオロギーへのアンチテーゼとして発展した経緯もありますし、アメリカで発達してきたプラグマティズムは、真理を探求する社会の実験場としてのアメリカを捉えていました。この思想は、アメリカのパイオニア精神とも関わっています。ヨーロッパのピューリタンがアメリカ大陸に上陸して、新大陸で神の国を建国する運動が資本主義という社会体制を形成していったことは社会学者のマックス・ヴェーバーが指摘した通りです。実験で確かめていこう、テストして検証していこう、それがプラグマティズムにおける「科学」の理解です。科学の実践的活動は、アメリカの歴史や宗教的理念とも関わっているといえるでしょう。ですから、プラグマティックな objectivity とは、私たちが確かめることが担保されているという意味で「客観性」が理解されていると考えることができます。チェックするという意味で、マスメディアとか放送が果たす役割は大きいと言ったのが、デューイやウォードが述べていることではないでしょうか。

石川 ありがとうございます。いま、上村先生からご発言いただいた内容は、科学的にチェックできるテスト可能な、確かめていく科学的な実践といったものが、プラグマティックな客観性の方法であるということに繋がるかと思しますので、この流れで笹田先生のご報告内容に、入らせていただければと思います。振り返りますと、笹田先生にはウォードの制度的実践に関わる議論、具体的なジャーナリズムと4つの諸善、そしてプラグマティックな客観性の試験を取り上げていただき、それらのモデルを日本の放送業界に照らすとどのように議論を展開しようのかといったことを具体的に提起していただきました。笹田先生のご報告内容に関しまして、まず塚本先生にリプライをいただければと思います。

塚本 方向性として二つあるのかなと思います。一つは笹田先生の趣旨と同じで、今、上村先生の示唆にもありました。要するに、ウォードが提示している倫理綱領を、今日のご発表以外のものも含めて、彼（ウォード）は、やたらと具体的な倫理綱領のようなものを挙げたがるのですが、これは果たして検証可能という意味で、実行可能なものになっているのでしょうか。あるいは、この先（綱領を）実行していくうえで、検証が可能な倫理綱領ができるのだろうか。何が言いたいかといいますと、倫理綱領の類は、これまでも多く作られてきましたし、今回（笹田先生に）出していただいたように、放送法などもあります。しかし、結局はお題目がたくさん並べられていて、これをどうやって実現をするのか。実行や実現性の問題というのは常にありましたが、ウォードは、本多さんが以前訳してくれた倫理綱領ですが、あの倫理綱領を世界中の皆さんがやりなさいと言っています。その手の倫理綱領の実現が果たして可能なのだろうか。可能である場合に、結局は検証可能なものでなければならないという話なのだと思います。実際の問題はどうなのだろうかという考えが一つあります。本当は、現場の人たちが集

まって議論を行うのが一番良いのだらうと思います。

もう一つは、そもそもの話になってしまいますので、こちらに話がいかなくても良いのですが、放送法でいいますと電波の稀少性に関連した議論があります。ウォードは、グローバルに情報が発信できるような状況になったのだから、皆が守るような倫理綱領を作らなければならないといっています。しかし、最近はいよいよマイナーになってしまいました。1980年代にイシエル・デ・ソラ・プールが「自由のためのテクノロジー」という論文を書いていました。この論文は、ケーブルテレビが台頭してきた頃に、彼（プール）が書いたのですが、今日ちょうど、笹田先生が最初におっしゃっていたことでピンと来ました。放送は、新聞のように誰しもが自由に使えるわけではないため、法的な規制が必要であるという論理で作られてきました。イシエル・デ・ソラ・プールは何と言ったかといいますが、皆が放送みたいなことができるようになるならば、放送も新聞と同じでいいではないか、と。要するに、リバタリアニズムに回帰するようなことを言っているんですね。これはウォードとは正反対で、皆がバラバラに好き勝手なことを言ってしまうと良いではないかという理屈になり、倫理綱領も作らなくても良い、党派性もあって良いという議論をプールはしています。このあたりの対比は、もう一度考えてみる必要はあると思います。この研究会で、党派性とは何かを考えてみようとなった時に、皆が情報発信をできるのだから、倫理も何もいらないかという考え方をもう一度踏まえる必要があるのではないかと思います。これが二つ目です。両方とも、雲をつかむような話ですので、修正をいただければと思います。

石川 ありがとうございます。それでは、この後、フロアの先生方も交えて活発にご議論いただきたいと思います。まずは塚本先生のリプライを受けまして、笹田先生いかがでしょうか。

笹田 はい。まずは、今の最後のあたりの議論ですと、まさに現実的にそういう状況が生まれております。2018年に安倍政権が水面下で検討していたことは、放送法も、電波法もなくして放送そのものを無くしてしまい、NHK だけを残して、放送は全てネットに移行すればよいという話が出てきました。NHK だけは電波として残しますが、放送は全部無くしてしまえば良いという話が、現実的に、政策的にも起きております。多少報じられまじりもしましたが、それ（放送そのものを無くすこと）が実現したわけではありませんでしたが、そのようは発想は出てきております。放送法的な規制が必要なのかどうか。NHK だけを残すということは、規制をすべきメディアは必要なんだという考え方につながっているのだと思います。そうすると、やはりウォードや塚本先生が言っている倫理綱領に、実現性があるのか、検証可能なのかという問題になります。先ほど紹介した諸善（編集註：ウォードが提唱したジャーナリズムに関する4つの諸善「個人的諸善」「社会的諸善」「政治的諸善」「正義の諸善」のこと。質疑に先立つ問題提起の中で言及された。原典は、Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.) といいますが、検証できるものとできないもの、検証しやすいものとしにくいものがあると思います。物事の解釈の論理的な一貫性があるのか、記事と既存の知識が一致するのかわかりませんが、これは検証ができるものです。ただし、多様性や権力のない声などは確保されているのかについては、5つ確認できれば多様性があるのか、10個であればそうなのかという議論になってくるのだと思います。全てが検証できるとは思いませんが、ウォードの提示している客観性の試験と

というのは、ある程度、メディアとして頭の中に入れておく必要はあると思います。そういう意味でいいますと、各社の倫理綱領とこのウォードの提示していることを比較してみて、どのような目新しさがあるのか、ないのか、新しい視点については、改めて考えても良いのではないかと思います。放送というものの自体が、法律で規制されるべきかどうかなのか。ネットが出てきて、ネットの世界は何でもありになっていて、その中でも放送の番組がたくさん流れている。そうすると、放送局が電波では流せない内容のものをネットで展開するというのも出てくるのではないかと思います。

石川 ありがとうございます。塚本先生と笹田先生の今のやり取りを見ていきますと、2つの方向性が見えてきております。一つは、このシンポジウムのテーマであるウォードの提起する「プラグマティックな客観性」のモデル、倫理綱領的なものが検証可能なのか、実践可能なものなのかどうかというものです。もう一つは、今回のケーススタディとして挙げていただいた放送を考えていく中で、規制の在り方といったところでしょうか。現状の問題で照らしていきますと、いわゆる思想の自由市場が機能していないのではないかとということが見えてくると思います。ソラ・プールの「自由のためのテクノロジー」はケーブルテレビが背景として議論となっておりましたが、インターネット時代となったことで、ソラ・プールの考え方を照らした時に、やはり、(思想の自由市場のようなものが)機能してないようなところが見えてきていると思います。これらの2つの論点を踏まえまして、先生方からご意見いただければと思います。

山田 ウォードの倫理綱領が検証可能かどうかに関しましては、僕はどうしてもそのデータ化できるかどうかを考えてしまいます。おそらく、やれないことはないと思いますが、難しいと思います。たとえば、放送や新聞がそうした綱領を遵守しているのかの評価方法というのは、おそらく2、3通りほどあります。

一つは、内容を精査すること、もう一つは受け手に対するインパクトがどの程度あるのかです。(受け手に対するインパクトに関しては)受け手がどのように(党派的な内容)を認識しているのか、認知しているならば、受け手は特定の問題や課題をどのような態度に基づいて捉えて、行動に移しているのか、放送内容をどの程度利用し、満足しているのかなどです。第三者委員会を設置する行政的な方法もあると思います。その点では、(倫理綱領の検証を)やれないことはないのだと思います。

ソラ・プールの議論に関しましては、笹田先生が冒頭におっしゃっていたような放送法と電波法が、周波数の稀少性と社会的影響力を考慮した際に、放送法によってある程度の制限が必要であるという話がありました。社会的影響力は、2つの見方があります。たとえば、放送で言うならば、議題設定が弱くなっているのか、あるいはなくなっているのかというものです。もう一つは、放送に議題設定の能力はありますが、今後、検証することができなくなるのではないかと、という考え方があります。一方は、テレビの社会的なインパクトが弱くなっており、今後はインターネットが主流であるとする議論です。二つ目は、議題設定の能力は確認できませんが、今後、数量的な実証研究の中で、測定することが難しくなるのではないかとする議論です。(この考え方は、議題設定が)存在するのだけれども、今後(実証研究の中では)徐々に確認できなくなるというものです。このようなインパクトの問題が、放送メディアを取り巻くメディア状況にあるのではないかとということです。

もう一つは、周波数の稀少性の問題で言うならば、先ほど笹田先生がおっしゃっていたように安倍政権下でその稀少性をなくそうとする話がありました。たとえば、(認可を得れば)誰もが送り手になれるように電波を使えるようにする、開放することは果たして起こり得るのかという僕は微妙であると思います。インターネットでは、誰でも自由に送り手になり得る機会が増えましたし、放送ではなくて視覚的なメディアが利用される可能性を考えれば、YouTubeなどの動画投稿サイトが一定のニーズを満たせています。誰しものがやろうと思えば、インターネット上で送り手になることはできますので、ソラ・プールのなりバタリアニズムの発想は、実はすでに起きていることだと思います。ただし、それが放送にどのような影響を与えるかどうかはわかりません。

石川 ありがとうございます。続いて他の方はいかがでしょうか。

王令薇(立命館大学授業担当講師) 門外漢で申し訳ないのですが、本日の話の中で「プラグマティックな客観性」という話が、実際のメディアの実践にどのように当てはまるのか、が論点の一つになると思います。笹田先生のお話の中で、ジャーナリストはどのようにプラグマティックな客観性の実践をすべきなのか、ジャーナリストがどういう風に事実を検証するのかなど、検証して出てきた結果をどのように伝えるのかを、中心的なテーマとして報告されたのだと思います。

先ほどの理論的な部分もお聞きして、ジャーナリストは検証するだけの立場ではなくて、むしろある意味で教育者としての立場に立つこともあると思います。本日の議論の中に出てきた検証や基準を問い続けることの重要性を、教育者として伝えることが、ワードの言いたいところなのではないかと思っております。

私自身、教育学研究科に所属しております。教育学のゼミの中でも院生の発表を聞いておりました。発表の中では科学と技術、STS (Science Technology Society) に関する教育が、アメリカやイギリスを中心に、そのように行われているのかを聞く機会がありました。その中で、知識社会学の観点から、科学や知識そのものは実体的なものではなく、これからの社会でも、科学の授業では、すでに検証されており、正しいと思われる内容を教えるという授業ではなくて、むしろ問い続ける姿勢を学生に教えるべきであるという考えに基づいて学校現場において授業が実践されています。今回の議論の中心はジャーナリストですが、学校の先生の立場に似ているのではないかと思います。感想ですが、発言させていただきました。

石川 ありがとうございます。今のご発言は最初の本多さんのご発表内容にも関わってくると思いますけれども、リップマンとデューイが論争したように、いわゆる啓蒙的な役割を果たせるかどうか、といったところが、フェイクニュースとか現代の問題が起こっている中で、正しい、公正なニュースといったものをどのように実践していくのか、といったところにつながってゆくと感じました。何か本多さんございますか。

本多 はい。私が研究を進めていく上で感じていたことと凄く似ていると思いました。ジャーナリストだけが検証するとかではなくて、やっぱり、ジャーナリストも検証の主体になり得るし、一般の人々、社会のあらゆる成員も検証の主体になり得るし、もちろん、科学の専門かも検証の主体になり得るし、皆で、全員で、あらゆる成員で検証をしていきましょう、そのためのコミュニケーションを生み出しましょう、そしてそのために、マスメディアなり何かしらのメ

ディアが必要なんだ、というように解釈できると考えていました。なので、検証の主体という点について、ジャーナリストだけが検証の主体であると捉えるよりも、市民、もちろんその中には検証の主体になれるように教育された人々もいて、そういう人々なりジャーナリストなり、専門家なり政策の意思決定者なりをつないでいくことが大切なのであり、それがジョン・デューイのいうデモクラシー、倫理的に捉えたデモクラシーであるという風を感じております。

石川 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

岩井 はい。今皆さんのお話を聞いて、僕は前回からこの研究会に参加しているんですけども、それぞれリップマンにしる、その時代背景の違いとか、例えばなんですけど、本多さんが公衆って使っているじゃないですか。確かにリップマンは公衆なんですけど、僕は行政学を専門にしている、言ってみれば、1929年をタームとして、政治学でずっと言われていることなんですけども、立法国家から行政国家に移るわけですよ。世界大恐慌。それでそれ以前は、いわば自由放任主義が基本なわけですよ。それでいうところの公衆は、いわば教養・財産がある人ということですよ。それでその後、行政国家に移っていったところで、大衆民主主義という言葉が出てくるわけです。もう一つ言うと、行政国家が出てくる大きな要因として行政学で言われているのが、さきほどの大恐慌と、2つの世界大戦ですよ。第一次世界大戦のときに、僕の専門でいう広報、パブリック・リレーションズでいうと、一番最初は1904年に、アイビー・リーが世界で始めてPR会社をつくった。これがPRの父と呼ばれるようになった所以なんですけど、それが1904年。そこに出てくるのが、まずは、真実を公開するという理念が確立されていき、リーはここで双方向性という言葉を使った。実は、さきほど挙げた第一次世界大戦のときに、リーやエドワード・バーネイズらが関わってジョージ・クリール広報委員会がアメリカにつくられるんですけども、これが大きな一つの出来事で、実はバーネイズとリップマンって確か仲が良かったはずなんです。しかもバーネイズは、大学で初めてPRの講義を持って、その後、世論研究などが発達していった、彼の論文だったか『同意の工学』というものもあって、彼はそれこそニュースというものを、客観から変えていくんです。彼の言葉だったか「作られる」というようなことを言っていくという時代背景の違いがある。行政学で何故その話をしたかという、いわゆる行政技法がここで大きく変わっていくとされているんです。要は、世界大戦の時には、今まで経験をしたことがない国民全体を動かしていくという技法、それをずっと持ち続けて、それでさらに大恐慌というところで行政国家に変わっていくわけなんですけど、行政理論でいうと、それまではある意味、政治行政分断論という言い方をします。要は、組織のクローズド・システムなんです、行政が。ところがその後、政治行政融合論、要は聞かなきゃいけないという話になった。すなわち、今の行政もそうですけど、オープン・システム・モデル、大衆とかそうした意見を聞かなきゃいけないということになる。しかしながら、第二次世界大戦という状況になると、簡単な言い方をすると、人々の意見を聞いていたら負けてしまうということで、ここでまた情報を発信するのみとなって、政府が影響を与えていくようになった。その後、言ってみれば、戦時広報委員会という戦争が終わった後には解散する委員会で、プロフェッショナル達が養成されていって、そういう人たちが民間・政府に行く。要はある意味、騙しの技術が蔓延していく、というような社会背景があり、

それじゃあそんな中で、リップマンなんかで出てきているように、現代にきた時のメディアの役割とか、そういうものが変わってきている部分があるのではないか、という感想を持った。

それでいて、これは笹田先生の方になるんですけども、敗戦後、電波三法が定められて電波監理委員会があったはずですよ。これが日本の場合、無くなっていますよね。それで、お話にもあったように、現在は総務省が持っているわけですよ。いつも思うんですけど、果たしてそれが良いのかというところなんですけど、例えば、ジャーナリストだとかそういうところを誰が、要は放送にしてもそうですけど、こういったことをやってないだとか中立なのかといったときに、チェックをする人、言わば監視は誰がするのか。基本スタンスがあったとしても、それは果たして、政府が持っているべきなのか。やはり総務省ですから、政治家から言われるんだと思うんです。であるならば、第三者が持つか、そうした方向性が良いのではないか、という感想を持ちました。私からは以上です。

石川 ありがとうございます。笹田先生いかがでしょうか。

笹田 今のご指摘の通り、日本では電波三法が1950年に制定されて、FCC（アメリカ連邦通信委員会）に倣って、独立行政委員会が作られたわけですが、その作られた経緯は、GHQが最後の最後までごり押しをして、吉田内閣は最後まで反対した。その結果、2年2か月で電波管理委員会は廃止されるわけなんですけども、現状で言えばいわゆる先進国と言われる国は、政府から一定の独立性を担保した機関が放送・通信を管轄している。アメリカはFCCですし、イギリスはOfcomですし、韓国だって通信委員会を作ってやっています。電波監理委員会は廃止となったので、電波監理委員会が良かったのか悪かったのかは検証できませんが、日本独特の官と民の関係、官に管理をしてもらうというのを受け入れやすいという日本の土壤の中でいうと、当然ながら独立行政委員会を復活させるべきだという議論はありますが、良いのか悪いのかはわかりません。監視すべきだという考えはあるのだけれど、例えばFCCでいうと、放送局がちょっとした問題を起こしたときは、ものすごい金額の罰金を課すことができる。基本的に言うと、そういうことで良いのかという問題も抱え得る。要は、独立行政委員会でない政府なので、電波の停波など伝家の宝刀は抜かれない。結果として抜かれない、みたいなことがあるということが、日本の中で独立行政委員会を作るべきだという声はあるんだけど、じゃあ本当に作ってできるのかという議論になる。アメリカのFCCでいうと、大統領が変わるとFCCの職員がすべて変わるんですよ。日本の場合は、電波監理委員会を作ったときもそうなんですけど、いわゆる逋信省の役人が横滑りで来ると。それで、政権交代が無いと。そういう風になっていくと、独立行政委員会は本当に独立しているのか、権限を行使できるのかみたいな、日本独特の政治風土の中でいうと、独立行政委員会で行こうね、というのが最後まで意見としてまとまらない、というところが現実的にある。そこがすごく難しいところだと思う。もう一つ、監視者、さらには教育者という話もありましたけれど、皆さんもご存じだと思うBPO（放送倫理・番組向上機構）という組織は、世界にない日本だけの特別な組織であって、第三者機関として一応チェック機能を果たしていますし、その報告書は丁寧に読むと、こうしちゃいけないあしちゃいけないではなくて、どちらかというところ、放送局はこういうところに気をつけなきゃいけないよね、というような形のものになっています。現実的には放送局の側からいうと、総務省もBPOも同じに見えているという実態があるんですけども、そういう

日本独特の風土が放送にはある。というのが、先進国水準でもないし、かといって権威主義国的でもないといった、日本独特の政治風土が影響している。そういうところでいうと、それが良かったのか悪かったのかなかなか評価しづらい、というのが感想です。

岩井 それにもう一つ関わるのが、災害の時に、例えば行政が放送局を持つというのを、日本はあまり好まないですよね。

笹田 現実的に言えば、行政がかかわる放送局として、臨時災害放送局、コミュニティFMがかなりあります。行政がお金を出して放送をしていて、通常は議会の中継をしたりする。災害があった時には放送局が自分で情報を取れるわけではないので、行政情報をそのまま流す。

岩井 災害やなんかの時には、行政機関が持っても良いんじゃないか、という意見も聞くんですよ。やはりそれこそですけど、発災時後ですよ。そうなってくると、民放はつらいですよ。そうすると、NHK（日本放送協会）の役割になってきますよね。地域密着ということであれば、だけど住民からしてみると、市町村レベルの地域差への、それをコミュニティFMとかに頼ることは確かにあると思うんですけども、だから日本の場合というのは、周波数を広げたんですよ。それでいつも、災害の後にコミュニティFMというのは設立が多くあるんですよ。

笹田 臨時災害放送局は、普通のコミュニティとは違ってすぐに立ち上げられるので、東日本大震災の時には30近くが立ち上がって、放送を行いました。素人が放送を行うケースも多く、情報的にいうと行政情報をそのまま流しつつ、被災者に対するケアをどうすべきかということをお悩みつつ放送をおこなっているようです。

岩井 日本独特の政治と放送の関係というか、そういうのもあるんじゃないかと思います。結局、平時になってくると無くなっていく。民間でやっていたところも財政難になるっていうのが、お決まりのパターンですよ。そのときに、放送というものと、住民と東京都といったものをどう考えるのか。行政が持っても良いんじゃないかという声は聞くんですよ。でも、それはおそらく日本では反対されるよ、と。権力機構が持つというのは反対されると、という意味です。その辺りを今後どうするのか、というのを疑問に思っています。

笹田 自然災害に限って言えばあり得ない話ではない。出す情報が安否情報とかどんな物資が入っているのかとか、そういう誰が報じても客観的になる情報、被害など客観的にならない情報もありますけれども、客観的に流せる情報を出すのであれば、効率的にやるという考えでいうと、あり、なんでしょ。ただ、災害の発生の規模によって期間をどうするのか、という問題にもなってくる。災害の規模によっては三ヶ月かもしれないし、東日本大震災のようなのだと一年になるかもしれないし、でもそうなったときに今度は逆に、復興という言葉が入ってくると一年では終わらないとか、いろんな問題があるんだと思います。絶対に無しとは言わない。けれども、さきほども述べた自然災害に限って、と思っています。

石川 ありがとうございます。

塚本 話が明後日の方向に飛んでしまうかもしれませんが、ウォードの話に戻すと、そういった倫理綱領をどう義務づけていくかという話なのかなと思います。結局彼は、全部教育に持っていく、それも中等教育レベルできちんこの手の倫理綱領を理解させないといけないと。それから、ウォードはもう完全に言うんだけれども、ジャーナリズム倫理などという専門科目は大学

なら無くせと、それを特別なものにするなど、皆が学ばなければいけないことなのだから、そのような専門学部の専門科目にするな、ということを使うんだけど。ということは、高校か何かに科目を作れということなのか、と読めるのだけれども、そこまでは具体的に言っていない。教育でどうこうなるものなのか、という話にもなるけども。要するに、ウォードが言いたいことは、専門職のジャーナリストだけがわかれば良いという問題ではないんだ、ということなのだと思います。誰もが発信者になれてしまうから。

石川 先ほど本多さんが言及された、検証の主体になり得るのはジャーナリストだけではなくて、コミュニティに参画しているすべてが主体になり得るといったところにもつながっていきそうですけれども、そういったコミュニティを実践、実現していくためにも、塚本先生がウォードの言葉を引用してくださったように、ジャーナリズムの倫理として現在議論されているようなことは、一般に落とし込み、広く浸透させていくべきなんだという、教育レベルの話が必要になってくるというようなところ。そういったところが、まさにデューイ的なところにつながってくるのだと思います。

岩井 それって受け手側の成長ということですね。

塚本 要するに、さっき言及したイシエル・デ・ソラ・プールとウォードの言っていることは正反対なんだけども同じ認識なんだよね。皆できてしまうんだから、送り手と受け手を分けようということ自体が、ある意味難しいのだろうと。ということは、全員ジャーナリズムを理解しなければいけないんだ、という話になる。ただ、それを絵空事と言ってしまうとそれで終わってしまうことにもなる。

山田 そうすると付随的な問題として、どういう人がジャーナリストになり得るのか、という話にも広がりそうですね。

塚本 だからウォードは結局は皆、つまり、専門職としての教育だけではないんだという話につながっています。

山田 一般教養みたいな形で身につけさせるということですね。

塚本 例として、DIY ジャーナリズム論というものを持って来るんだけど、一時期そういう議論が起きたと言及している。皆ができるのだから、日曜大工みたいに行えば良いんじゃないか、ということに対してウォードが批判するのは、日曜大工ということは基本的なことも知らずに行ってしまうって良いのか。そういうわけにはいかないだろうと。皆がジャーナリストにならなければいけないんだ、だから教育で浸透させるんだという理屈です。すると、日本の場合は高校の情報科目にジャーナリズムを入れろということなのかと。

笹田 その教育みたいなものが上手くいかなくなると、今回の侮辱罪の刑罰引き上げみたいに、教育がなされないと現実に合わせて法律が厳しくなっていくという、そういう悪い面も出てきてしまうということですね。僕らがSNSで発信すると、こんなことは言うてはいけないし、これは皆が見る、どこで見られているかわからないという意識をしっかりと持っているわけですが、子供の時から見たり使ったりしている人々からすると、当たり前の道具だけど、実は友達だけでなく世界中から見るができるという感覚が気薄というところがある。ジャーナリズム教育というより、「あなたは皆に見られています」という意識づけ、あなたが言っていることあなたがやっていることというのは、例えば東京駅のと真ん中でやることと一

緒、こんなに人がいる前で言っていることと同じことですよ、というようなことを教育のレベルから、入っていく意識づけが重要です。さらに言うと、一部がジャーナリズムの倫理と考え方が似てくるということなんですよ。プロフェッショナルじゃないということと、プロフェッショナルであるということとをどこでどうやって区切っていくのか、というのもあると思います。

石川 様々な議論が出てまいりましたが、お時間となってしまいました。科研費のテーマである党派性に照らして考えますと、政治的な意見を述べるべきではないという意味ではなくて、ポストトゥルースやフェイクニュースなどのいわゆる公共圏を汚染すると言われていたような党派性を帯びた言説に対して、誰もが情報発信する現代において何を考えるべきかということ、ワードの議論から展開できるのではないかと。本日の議論を受けまして、よりその認識を強化できたように思います。

ここらで本日の議論を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。